

## 【別紙2】

### 審査の結果の要旨

氏名 大塚 正民

本論文は、序章から終章まで7章にわたって、アメリカ合衆国におけるキャピタル・ゲイン課税制度の生成から一応の終結を見た1986年に至る歴史的展開を論述したものである。その概要は、提出された「論文内容の要旨」に譲り、以下、その評価を述べる。

本論文の長所としては、次の点が挙げられる。

第一に、税法といえば必ず複雑という形容詞がつくように、その体系も細部の規定も理解の難しい分野であり、いわんや外国の法制については困難が倍加するところ、本論文は、アメリカ合衆国における所得税制においてきわめて重要なキャピタル・ゲイン課税制度につき、それが生成する前史から始めてレーガン政権における改革で一応の終結を見るまでの歴史をきわめて平易かつ淡々と論じている点が挙げられる。これまでわが国においてこのような有益な資料を提供する研究はなかった。筆者は叙述に際し、1つの軸を個人に対する部分と法人に対する部分の説明、もう1つの軸をキャピタル・ゲイン優遇制度とキャピタル・ロスの冷遇制度の説明に置き、課税に関する立法技術を中心にしながら、制度の設計とそれに対する納税者の行動パターンの変更、最高裁判所の条文解釈、新たに生じた問題への立法による対応といった相互作用を、簡潔だが丁寧に紹介し分析を行った。その説明は、税法の門外漢であっても理解しやすいものになっている。これは、誰にでもできる技ではなく、筆者が30数年にわたって、実務にも関連させながらアメリカ税法の研究を行ってきた蓄積の賜である。

第二に、このような冷静かつ客観的な紹介的記述により、アメリカ合衆国最高裁におけるこの分野の重要判例を網羅しているばかりでなく、判決文の表面的な理解では不十分な点がいくつも明らかになっている。たとえば、納税者が「自社の法人税はもっと高かったはずだ」と主張しているような事例では、当時の超過利得税制の背景が説明されてその意味が解明されている。アメリカの標準的ケースブックにおいて、この判決が先例として言及される場合、キャピタル・アセット等の定義を何の留保もおかずに引用する例が少なくないことを思えば、本論文の歴史的考察により、それぞれの時代と立法の状況の下における最高裁判例の意義を正確に理解することを可能にしており、外国法の基礎研究としての意義が大きい。

第三に、本論文の終章では、戦後のわが国におけるシャープ勧告、とりわけそれに基づくみなし譲渡制度との関連性が取り上げられ、表面的な制度は変化してもその基本にある考え方が生きている点が指摘されている。それは、本論文がその背景にあるアメリカの税制のあり方を明らかにし、わが国における税に関する議論に際しても貴重なインフラ・ストラクチャーを提供していることの成果の1つである。たとえば、わが国においては、長期譲渡所得と短期譲渡所得を5年で区分し、長期譲渡所得には半額課税とする方式が長らく継続しているが、それに対応するアメリカの立法の変遷過程を明らかにしたことで、あ

りうべき立法のパターンを実証的に示し、現行制度をより広い文脈に位置づけるための比較法的視点を与えてくれる。日本の実定法研究が本論文から汲み取ることのできる示唆は他にも数多く、このことは、英米法研究（外国法研究）としての本論文の大きな価値であると考えられる。

もとより、本論文にも、短所がないわけではない。

最大の問題は、あまりにも抑制的な筆致で、立法の変遷と最高裁判決をたどることに終始している点である。社会史や政治史的考察は注の中から垣間見えるに過ぎない。アメリカ法研究としても、この分野における制定法と判例法の役割分担のあり方など、さらに深化した考察が望まれてよい。筆者が意識的に本論文のような論述方法を採用したことは明らかであるが、論述の平易さと相俟って、立法と判例の資料紹介としての価値しかない論稿であるかのように誤解されかねない。その謙抑性の趣旨と正当性について論文自体の中でより丁寧な説明がなされていれば、本論文の真意がよりよく読者に伝わり、学界の議論を一層喚起することになったであろう。

本論文には、このような問題点がないわけではないが、これらは、長所として述べた本論文の価値を大きく損なうものではない。本論文はアメリカのキャピタル・ゲイン課税制度について制度史的な観点から客観的かつ実証的にその生成から一応の終結までの全体像を初めて提示した作品であり、学界の発展に貢献する優秀な論文であると認められる。したがって、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと評価する。